

## 漁船用燃油購入費の一部を補助します

市は、原油価格の高騰により、経済的影響を受けている漁業者の経営安定化を図るため、漁船用燃油の購入費の一部を補助します。

●**対象者**／漁業を営む者で、次に掲げる団体のいずれかに組合員として所属する個人または法人、その他これに準ずる方

●**①沿岸漁業者**

- ・宮城県漁業協同組合唐桑支所
- ・宮城県漁業協同組合気仙沼地区支所
- ・宮城県漁業協同組合大谷本吉支所

●**②漁船漁業者**

- ・気仙沼遠洋漁業協同組合
- ・気仙沼地区近海鯉鮪漁業組合
- ・宮城県北部鯉鮪漁業組合

●**対象期間**／

令和4年1月1日(土)から3月31日(木)まで

●**対象油種**／漁船用燃料として購入したA重油、軽油、およびガソリン(軽油については、漁業に使用する軽油引取税の免税を受けたものに限ります。)

●**補助金額**／漁船1隻あたり、次に掲げる区分により算出する額とします

●**①沿岸漁業者**：燃油1㍓につき**30円**  
(対象期間内に1万円以上購入した漁業者に限ります。)

●**②漁船漁業者**：燃油1㍓につき総トン数200トン以下の漁船は**2円**、総トン数

200トンを超える漁船は**1円**

●**申請方法**／申請書に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付し、ご本人が所属する団体へ提出してください。申請書はご本人が所属する団体にて受け取り可能です。

- ・燃油を購入したことが分かる書類(領収書や納品書等の証書)
- ・漁船登録票の写し
- ・令和3年1月から12月までの漁業収入が確認できる書類(令和3年の確定申告の写しや収支内訳書等)(※沿岸漁業者に限ります)

※漁船用燃油と自動車等漁船以外に使う燃油を合わせて購入した場合は、領収書等を別々に発行し、漁船に係る証書のみ添付してください。

●**申請期限**／令和4年3月31日(木)

●**支給方法**／申請いただいた内容を精査した後、所属する団体を通じて支給します。  
※申請方法など、詳しくは水産課漁業振興係または、ご本人が所属する団体までお問い合わせください。

●**問** 水産課 漁業振興係 ☎ 22-6600 内線514

## 施設園芸経営安定化緊急対策事業補助金を交付します

●**対象者**／市内に住所を有する個人農家または、市内に本店・支店を置く農業法人等で、令和4年1月1日時点で施設園芸を行っていて、補助対象期間中に園芸施設の加温を目的として燃油(A重油、灯油)を購入した方

●**対象期間**／

令和4年1月1日(土)から3月22日(火)まで

●**交付額**／補助対象期間中に購入した燃油の単価が「**A重油83.1円/㍓**」「**灯油88.1円/**

**㍓**」を上回った場合に、その差額を交付単価(6円を上限)として、補助対象期間中に購入した燃油の数量を乗じた金額(千円未満切り捨て)を補助金として交付します。

●**申請方法**／申請書に必要事項を記載し、必要書類(振込先の通帳の写し等)と合わせて窓口で申請してください。

●**申請期限**／令和4年3月25日(金)

●**問** 農林課 農政係

☎ 22-6600 内線541・542